

令和元年 7 月 5 日開催

第 4 回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和元年度 第4回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和元年7月5日(金)
 2. 開催時刻 開 刻 13時30分
 閉 刻 14時07分
 3. 開催場所 遠軽町議会議場
 4. 出席委員 16人

会 長	18番	新国 純一
会長職務代理者	17番	石丸 博雄
委員	1番	菅井 誠
委員	2番	菅井 美德
委員	3番	原田喜一郎
委員	4番	西原 弘子
委員	5番	石山 幸一
委員	6番	大河原正一
委員	7番	梶田 政實
委員	8番	早川 剛司
委員	9番	小野 人司
委員	12番	笹原 仁
委員	13番	岡田 一司
委員	14番	林 秀和
委員	15番	上野 邦彦
委員	16番	鈴木 和弘

5. 欠席委員 2人

委員	10番	須藤 智弘
委員	11番	中村 肇

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委員	3番	原田喜一郎
委員	12番	笹原 仁

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地係長 小川 哲也

第3 協議第1号 農地利用状況調査の実施について

議案第1号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農業振興地域整備計画変更(農用地区域除外)について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 あっせん委員の指名について

議案第6号 現況証明願について

7. 出席農業委員会事務局職員

事務局 長	広瀬 淳次
主 幹	吉岡 秀利
農地・農業振興担当係長	小川 哲也
農地・農業振興担当係長	梶田 淳一
農地・農業振興担当主任	市原 英二

8. 会議の概要

議長 　ただ今から、本日招集された令和元年度第4回（R元.7.5）遠軽町農業委員会総会を開催いたします。

　本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員16名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

　次に、議事録署名委員の指名を行います。

　議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、3番　原田委員、12番　笹原委員の両名を指名します。

　次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

（事務局長　諸般の報告）

◆諸般の報告

1. R元. 6. 6（木）13：30～
　第3回農業委員会総会

2. R元. 6. 14（金）10：00～
　第38回北海道青年と京都女性との交流会打合せ【湧別町】小川係長出席

3. R元. 6. 18（火）～20（木）10：00～
　第4回遠軽町議会（定例会）広瀬事務局長出席

4. R元. 6. 20（木）
　北海道農業会議第87回通常総会【札幌市】石丸会長職務代理者出席

5. R元. 7. 3（水）10：00～
　市町村農業委員会事務局長研修会【札幌市】広瀬事務局長出席

◆今後の予定

1. R元. 7. 12（金）10：00～
　市町村農業委員会事務局長研修会【北見市】

2. R元. 7. 25（木）～26（金）10：00～
　農業者年金業務担当者地区別研修会【北見市】

3. R元. 8. 6（火）13：30～
　第5回農業委員会総会

議長 　ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議長 　質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。

なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件があります。

議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

それでは、協議第1号「農地利用状況調査の実施について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 協議第1号「農地利用状況調査の実施について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

1 期 間

令和元年7月22日(月)～8月2日(金) 予定

2 場所等

4 地域ごと

3 その他

実施報告書は、別紙のとおり

本年度の農地利用状況調査の説明の前に、昨年度の調査の結果についてお知らせいたします。お配りしております「平成28年度農地利用意向調査発出先一覧」をご覧ください。こちらは3年前の農地利用状況調査で報告のありました耕作放棄地の一覧です。ちなみに、去年は耕作放棄地の報告はありませんでした。遊休化の理由についてはいずれも同様で、「貸していた農地が戻ってきたので、他に借りてくれる農家を探したが見つからなかった。」との回答でした。こちらの農地は未だに借り手が見つからず、遊休化を解消できていません。

以上、昨年度の調査結果についてのお知らせでした。

それでは、今年の農地利用状況調査についてご説明いたします。調査対象区域ですが、実施要領上は区域全域を調査することとなっておりますので、報告書には区域全域と記載願います。ただ、実際には年次的に区域を分けて調査を行っても構いません。

次に、4ページ一番上の※印をご覧ください。「区分」についてですが、「B」の低利用農地についての報告は不要です。耕作放棄地のみ報告願います。耕作放棄地の定義ですが、過去1年以上にわたり農作物の作付けが行われておらず、かつ、今後も農地所有者等による農地の維持管理や農作物の栽培が行われる見込みが無い農地となっております。

次に、実施手順についてご説明いたします。調査にあたっては、地図等を利用しながら、道路からの目視で確認します。遊休化等が確認された場合は、利用状況の写真を撮り、その旨を地図等に記録してください。平成28年度報告分の耕作放棄地については、現地で状況確認のみを行い、今年度の報告には含めないでください。報告不要ですので、写真の撮影も必要ありません。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、協議第1号についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
協議第1号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、原案のとおり実施することに決定しました。

次に、議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約
について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約につ
いて」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外1筆」・地目「公簿及び現
況は全て畑」・面積 (㎡) 「2筆合計 13,388」

3 通知の理由

平成18年4月17日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃
貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、
双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が
合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当
しません。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第1号についての質疑を行います。「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。(13:39～13:39)

議 長 再開します。
これより議案第1号についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第1号の審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。(13:40～13:40)

議 長 再開します。
●●委員に申しあげます。
議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」は、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号7につきましては、所有権移転でございます。
整理番号7・所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿一田・現況は畑」・面積(㎡)「688」・譲渡人「●● ●●」・労働力(人)「0」・経営面積(㎡)「畑 0」・申請理由「所有農地を贈与する」・譲渡人「●● ●●」・労働力(人)「3」・経営面積(㎡)「畑 717, 553」・申請理由「経営規模拡大のため」
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

この件につきましては、非農業者が所有する農地を農地として農業者へ贈与するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第2号についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「農業振興地域整備計画変更（農用地区域除外）について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第3号「農業振興地域整備計画変更（農用地区域除外）について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

- 1 農用地区域除外の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・現況地目「原野」・面積
(㎡)「4, 116.00」
- 2 農用地区域除外後の土地利用計画
太陽光発電所設置のため。
- 3 農用地区域除外後の土地利用計画面積
4, 116.00㎡
- 4 農用地区域除外の理由
太陽光発電所設置のため
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 この件につきましては、申請者が太陽光発電所を設置するための農用地区域除外申請があった件でございます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第3号についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」6件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号20～25につきましては、賃貸借でございます。
整理番号20、所在「●●●」・地番「●●外6筆」・地目「公簿一畑、田・現況は全て畑」・面積(m²)「7筆合計 75, 778」・貸主「●●●●」・借主「●●● ●●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R1. 7. 12」・終期「R11. 7. 11」・期間「10年」・金額(円)「年325, 000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借を設定しておりましたが、期間が満了となるため新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号21、所在「●●●」・地番「●●外8筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(m²)「9筆合計 82, 073」・貸主「●●●●」・借主「●●● ●●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R1. 7. 12」・終期「R11. 7. 11」・期間「10年」・金額(円)「10a3, 000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号 22、所在「●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「2筆合計 49,078」・貸主「●●●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R1.7.12」・終期「R11.7.11」・期間「10年」・金額（円）「10a3,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号 23、所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「22,291」・貸主「●● ●●」・借主「●●●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R1.7.12」・終期「R11.7.11」・期間「10年」・金額（円）「10a3,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号 24、所在「●●●」・地番「●●外8筆」・地目「公簿—山林、畑、宅地・現況は全て畑」・面積（㎡）「9筆合計 68,205」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R1.7.12」・終期「R11.7.11」・期間「10年」・金額（円）「10a3,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号 25、所在「●●●」・地番「●●外11筆」・地目「公簿—畑、原野・現況は全て畑」・面積（㎡）「12筆合計 77,261」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R1.7.20」・終期「R4.7.19」・期間「3年」・金額（円）「10a3,000」・支払方法「毎年12月30日までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借を設定しておりましたが、期間が満了となるため新たに賃貸借を設定する件でございます。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、議案第4号「整理番号20」と「整理番号21」についての質疑を行います。「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。(13:53～13:53)

議長 再開します。
これより、議案第4号「整理番号20」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第4号「整理番号21」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第4号「整理番号20」と「整理番号21」についての審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。(13:54～13:54)

議長 再開します。
●●委員に申しあげます。
議案第4号「整理番号20」から「整理番号21」については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

次に、議案第4号「整理番号22」の質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第4号「整理番号23」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第4号「整理番号24」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第4号「整理番号25」についての質疑を行います。
「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。(13:57～13:57)

議長 再開します。
これより、議案第4号「整理番号25」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第4号「整理番号25」についての審議が終了しましたので、「●
番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。(13:58~13:58)

議 長 再開します。
●●委員に申しあげます。
議案第4号「整理番号25」については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

次に、議案第5号「あっせん委員の指名について」2件を議題とします。事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第5号「あっせん委員の指名について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

その1

1 あっせん申出人
紋別郡遠軽町●●●
●● ●●

2 あっせん申出の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿及び
現況は全て畑」・面積(m²)「2筆合計 12, 138」

3 あっせん申出の内容
売買
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

その2

1 あっせん申出人
紋別郡遠軽町●●●
●● ●●

2 あっせん申出の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外4筆」・地目「公簿一畑、
原野、田・現況は全て畑」・面積(m²)「5筆合計 23, 036」

3 あっせん申出の内容

売買

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 この件につきましては、議案第1号で合意解約した農地を含むあっせんであります。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第5号「その1」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号「その2」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名しておりますので、本案についても、議長が指名することでご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
それでは、議案第5号「その1」のあっせん委員については、1番菅井(誠)委員、6番大河原委員を指名します。

また、議案第5号「その2」のあっせん委員については、5番石山委員、16番鈴木委員を指名します。

各委員は、宜しくお願いします。

次に、議案第6号「現況証明願いについて」3件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第6号「現況証明願いについて」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号12、所在「遠軽町●●●」・地番「●●、●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(㎡)「2筆合計 7,799」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「14番林委員、1番菅井(誠)委員、13番岡田委員」
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、現況が原野となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、14番林委員、1番菅井（誠）委員、13番岡田委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
（補足説明なしの声）

整理番号13、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一田・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「5,080」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「5番石山委員、17番石丸委員、14番林委員」
（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、現況が原野となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、5番石山委員、17番石丸委員、14番林委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
（補足説明なしの声）

整理番号14、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「13,739」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「18番新国委員、11番中村委員、4番西原委員」
（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、現況が山林となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、18番新国委員、11番中村委員、4番西原委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
（補足説明なしの声）

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより議案第6号「整理番号12」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に議案第6号「整理番号13」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に議案第6号「整理番号14」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。
これをもちまして、令和元年度第4回農業委員会総会を閉会します。